

# 2019年「エフコープ福祉活動援助金」募集要綱

エフコープでは、地域福祉の向上を目的に組合員から寄せられた「たすけ愛募金」を活用し、「エフコープ福祉活動援助金」による、地域福祉に関連した活動・企画を予定している団体等を対象に審査のうえ援助を実施しています。援助を希望される団体等は以下の応募要綱を確認のうえお申し込みください。

## 1. 目的

エフコープ福祉活動援助金は福岡県における地域福祉の向上を目指し、福祉活動に関わる組合員の自主的で、継続的な地域での活動・企画を援助することを目的に実施しています。

## 2. 援助の対象となる団体

- (1) 福岡県内を活動エリアとする団体・グループ
- (2) 会則や代表者、および所在地が定まっている団体・グループ
- (3) 申請時に活動実績が3ヵ月以上あり、会計書類が整備されている団体・グループ

## 3. 援助の対象となる活動・企画

福岡県内における地域福祉に貢献する活動・企画を対象とします。但し、団体・グループメンバーだけで行うものや個人の活動および営利を目的とするものは除きます。

- (1) 次のいずれかに該当する活動・企画であること
  - ・高齢者、しょうがい者に関わる活動・企画
  - ・高齢者、しょうがい者の援助者に関わる活動・企画
  - ・子育て支援に関わる活動・企画
- (2) 次のいずれかに該当する活動・企画であること
  - ・地域や他の組合員のためになる活動・企画
  - ・広く地域へ呼びかけを行う活動・企画
  - ・定期的に交流のある施設・団体などとの交流企画
- (3) 本援助事業の年度において、エフコープの「ふくし助成金」「環境助成金」の助成対象となっていない活動・企画であること

## 4. 援助基準

援助金額は、1団体・グループ3万円（千円単位）を上限とし、金額の多少は、援助決定の判断材料とはしない。

- (1) 単年度、同一団体・グループへの援助は、一回とする。
- (2) 団体・グループの行う援助の対象となる活動・企画への援助を目的とし、活動・企画に使用する物品の購入や作成費も対象とする。
- (3) 日常の活動における会議費や交通費、食事代は、支給対象外とする。
- (4) 自己運営資金でまかなわれると判断された場合は、支給対象外とする。
- (5) 援助企画・活動の実行時に、計画以上の費用になった場合においても援助金の追加はおこなわない。
- (6) 援助企画・活動終了後に援助金が余った場合は、承認された援助企画・活動以外に使用せず返還する。

## 5. 援助の対象となる期間

年度内（該当年度の3月までに報告書を提出できる）活動・企画を援助の対象とします。

## 6. 申し込みの方法

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ郵送または宅配便での送付とします。
- (2) 申込書に、代表者、企画名、目的、期間、予算、援助希望額など必要事項をすべて記入しお申し込みください。
- (3) 申し込みの際には、申込書の他に活動・企画内容のわかる募集チラシ、日常の活動やグループの収支等わかる資料（会則、会報、会計報告書など）を必ず添付してください。
- (4) 応募締切りは**2019年7月8日(月)** 必着です。 ※申し込みを送る際はご一報ください。
- (5) 申請者は組合員とし、組合員履歴が3ヶ月以上ある事

## 7. 援助の決定

審査は提出された書類により、たすけ愛募金・援助金審査会にて審査の上決定いたします。  
※お問い合わせを行う場合があります。

## 8. 援助金の交付

- (1) 援助することが決定された場合については、決定通知書を発行します。所定の手続きの後、指定口座に振り込みます。
- (2) 援助希望の金額、対象となる活動・企画であっても援助できない場合があります。

## 9. 報告書の提出内容など

- (1) 援助を受けた団体・グループの代表者は、企画終了後1カ月以内に、所定の報告書を提出していただきます。活動・企画の様子などが分かるよう当日の写真や当日配布した資料なども添付してください。
- (2) 報告書は、エフコープ生活協同組合 組合員活動部 「福祉活動援助金事務局」へ郵送または宅配便での送付とします。

## 10. その他

- (1) 申し込みと異なる目的での援助金の使用は認めません。目的外使用については返還を求めることがあります。また、援助金の残金についてはお返しくください。
- (2) 援助を受けた団体・グループについては、エフコープの広報物への掲載や組合員活動Sおよび区域委員会からの取材をさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) その他、福祉活動援助金の内容に関しては下記までお問い合わせください。
- (4) 採用・不採用に関して、詳細の理由をお答え出来ない場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 11. お問い合わせ先・あて先

〒811-2495

福岡県糟屋郡篠栗町篠栗4826-1

エフコープ生活協同組合 組合員活動部

エフコープ福祉活動援助金事務局

TEL : 092-947-9003

F A X : 092-947-9192

以上